

第12回中東情勢/実務セミナー実施報告書

1. 事業業名：「中東情勢/実務セミナー」
2. 場 所：学士会館
3. 実施日：平成29年2月17日（金）14：00～17：00 講演（質疑応答含む）
4. 演 題：「イランのインフラビジネスに関する投資環境について」
5. 講 師：木下 孝彦 氏（一般財団法人比較法研究センター事務局長・主幹研究員）
鈴木 康二 氏（立命館アジア太平洋大学（APU）国際経営学部 教授）
6. プログラム：①開会挨拶
②第一部講演（45分）
③第二部講演（75分）
④質疑応答（30分）

7. 講演骨子：

弊センターは、平成28年度調査事業において「イランのインフラビジネスに関する投資環境について」を委託実施した。今回のセミナーでは、調査を担当された木下孝彦氏（一般財団法人比較法研究センター事務局長・主幹研究員）ならびに鈴木康二氏（立命館アジア太平洋大学（APU）国際経営学部教授）に調査報告としてご講演いただいた。

第一部は木下氏より、イランのインフラ投資に関連する主な法律や全セクターに共通する入札制度、ローカルコンテンツ法、その他3つの調査対象セクター（交通、電力、水）に関する法的枠組みや認可手続きの大枠について説明があり、第二部では鈴木氏より、セクターごとに、事業を検討する上でのリスクや留意事項について詳細な分析が紹介された。

イランでは、国家開発計画として第5次5カ年計画が存在し、2017年3月からは第6次5カ年計画が開始される予定である。その中に交通インフラ、再生可能エネルギー、上下水事業などが位置づけられている。さらに国家予算法、入札法、ローカルコンテンツ法、税の優遇措置などをまとめた障害除去法、各省レベルの事業法などによって事業の法的な枠組みが形成されている。また、受注ビジネスの入札および事業権入札については、イラン本土、フリーゾーン、民間経済特区、政府系経済特区といったエリアごとに微妙に異なるルールが適用されることにも留意する必要がある。実際に各セクターで投資事業を実施する場合、まずは管轄省庁での事業認可を取得した後、外国投資促進保護法（FIPPA）で定められている投資ライセンスを取得することが一般的である。その他、事業に応じて複数の認可や手続き、調査が求められる。投資促進制度としては道路都市開発省における Viability Gap Funding 制度、エネルギー省における電力購買契約や水購買契約、Feed in Tariff 制度などが存在する。

鈴木氏の分析によれば、鉄道>有料道路>空港・港湾>火力発電>再生可能エネルギー>水の順に事業リスクが高い。投資金額が大きく、収入が限定的な陸上輸送インフラ事業は投資ビジネスとして成り立たない可能性が高い。一方、再生可能エネルギー等の発電事業や造水事業はイラン政府の対応力もあり、Feed in Tariff 制度が機能すれば事業として成り立つ

可能性がある。また、鈴木氏の見解として、イラン現地調査および他国での経験から、日本企業の競合相手として国家政策的に民間ビジネスを推進する中国・韓国企業の動向を警戒すべきであり、またイラン関係機関の行政官も多分にしたたかさを備えていることから、日本の技術や調査結果だけ利用され、ビジネスの果実を他国にさらわれてしまう危険性に警鐘を鳴らす必要性が指摘された。

<成 果>

講演後に実施したアンケートの結果、参加者の皆様より高い評価を頂いた。

講演について、「単に制度に関する説明だけでなく、想定されるリスク等もイラン政府の特質等も含めて考察されており有益であった。」などの感想が寄せられた。

講演後、中東協力センター現地事務所についての問い合わせがあるなど、イランビジネスへの高い関心度が伺えた。今後のセミナーのテーマ設定については、引き続きイラン関連のテーマ、またアフリカや日系企業の進出が少ないクウェートやオマーンへの投資について要望を頂いた。今後のテーマ設定の参考としたい。

